

資料編

-----	島本町総合計画審議会条例	-----
-----	島本町総合計画審議会条例施行規則	-----
-----	島本町総合計画審議会委員名簿	-----
-----	基本構想諮問文	-----
-----	基本構想答申文	-----
-----	基本構想答申文(別紙)付帯意見	-----
-----	基本計画諮問文	-----
-----	基本計画答申文	-----
-----	基本計画答申文(別紙)付帯意見	-----
-----	島本町総合計画策定経過	-----
-----	住民アンケート調査概要	-----
-----	島本町総合計画策定委員会規程	-----
-----	用語解説	-----

島本町総合計画審議会条例

昭和55年12月26日

条例第14号

注 平成18年3月30日条例第8号から条文注記入る。

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、島本町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、島本町総合計画に関する事項について、調査・審議し、意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会が推せんする町議会議員
- (3) 関係団体の構成員
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をおのおの1名置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。



(部会)

第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(平18条例8・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 島本町都市計画審議会条例(昭和44年条例第17号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(昭和56年8月10日条例第12号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の島本町総合計画審議会条例(以下「改正後の条例」という。)の施行の日から、昭和58年1月31日までの間に改正後の条例第3条の規定に基づき、町長が委嘱する委員の任期は、同条例第4条の規定にかかわらず、委嘱のあつた日から昭和58年1月31日までとする。

附 則(昭和57年4月1日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年9月30日条例第22号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則(平成3年9月27日条例第11号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年11月11日から施行する。

附 則(平成18年3月30日条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。



島本町総合計画審議会条例施行規則

昭和56年8月6日

規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、島本町総合計画審議会条例(昭和55年条例第14号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、島本町総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(部会の運営)

- 第2条 条例第7条の規定に基づき設置する部会は、審議会会長(以下「会長」という。)が指名する審議会委員(以下「部会委員」という。)をもつて組織する。
- 2 部会に部会長及び副部会長をおのおの1名置き、部会委員の互選によつてこれを定める。
 - 3 部会長は、部会に分掌させられた事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を会長に報告しなければならない。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 5 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
 - 6 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 7 会長は、随時部会の会議に出席し意見を述べることができる。
 - 8 会長は、必要に応じて各部会の調整を図るため、部会の合同会議又は部会長会議を開催することができる。
 - 9 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は部会長が会長の同意を得て定める。

(事務局)

第3条 審議会の事務局は、会長又は部会長の命を受け、会議の運営の補助にあたる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



島本町総合計画審議会委員名簿

(敬称略・50音順)

	氏名	役職名(就任中のもの)	部会名
会 長	新井 直子	島本町教育委員会委員長	第1部会
	池田 潤	青葉会会長	第2部会
	岩井 長信	島本町農業委員会会長	第2部会
	岩井 均	島本町青少年指導員協議会会長	第1部会
	大西 三音夫	一般公募	第2部会
	大西 義雄	大阪府森林組合総代	第2部会
	岡田 初恵	町議会議員	第2部会
	岡本 博雅	島本町商工会会長	第2部会
	沖 泰三	(財)日本地下水理化学研究所所員	第2部会
	落合 勲	島本町自治会長連絡協議会会長	第2部会
	柏内 政恵	島本婦人協会会長	第1部会
	金川 賢爾	島本町PTA連絡協議会会長	第1部会
	岸 大輔	高槻市医師会	第1部会
	榊原 和彦	大阪産業大学工学部教授	第2部会
	坂田 勝廣	一般公募	第2部会
	清水 照光	町議会議員	第2部会
	高山 佳昌	町議会議員	第2部会
	戸田 靖子	町議会議員	第1部会
	富家 孝	島本町民生委員児童委員協議会会長	第1部会
	中塚 武司	大阪府政策企画部企画室課長補佐	第2部会
副会長	濱田 悌	島本町文化推進委員会会長	◎第1部会
	平井 昇貳	一般公募	第1部会
	福田 昭人	島本町人権啓発推進協議会会長	第1部会
	北條 正治	大阪保育福祉専門学校学校長	第1部会
	松田 保男	島本町住民委員会委員長	◎第2部会
	松村 春夫	一般公募	第1部会
	松本 雅夫	島本町人権啓発施策審議会会長	第1部会
	森脇 武	島本町社会福祉協議会理事	第1部会
	安田 博一	連合島本地区連絡会副代表	第2部会
	山口 博好	町議会議員	第1部会

◎部会長



●異動などにより途中で退任された委員

氏 名	役 職 名(就任中のもの)
伊集院 春美	町議会議員
原野 完二	町議会議員
藪下 一男	島本町社会福祉協議会常務理事
川瀬 和一十	青葉会会長
原田 行司	大阪府政策企画部企画室課長補佐
中村 智	島本町PTA連絡協議会副会長
野村 仁士	青葉会会長

島政政第771号
平成21年1月28日

島本町総合計画審議会
会長 榊原 和彦 様

島本町長 川口 裕

第四次島本町総合計画基本構想(案)について (諮問)

標記の件について、島本町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、別紙案を添えて、貴審議会の意見を求めます。

平成21年9月16日

島本町長
川口 裕 様

島本町総合計画審議会
会長 榊原 和彦

第四次島本町総合計画基本構想について(答申)

平成21年1月28日付け島政政第771号で諮問のあった第四次島本町総合計画基本構想(案)について、慎重に審議を重ねた結果、概ねその内容を妥当なものとして認め、別紙のとおり意見を付すとともに、基本構想(修正案)を添えて答申する。

なお、総合計画の実施にあたっては、本審議会の意見を尊重するとともに、住民との協働のもとで、着実な実現に努められるよう要望する。



<別紙> 付帯意見

- 1.本町の特性であり、貴重な財産である自然環境を後世に引き継いでいくことが私たちに課せられた責務であると同時に、その活用を図り、より快適な住民生活の実現に努める必要がある。本構想を具体化する際には、以下の点に留意されたい。
 - (1) 水無瀬川について、水辺環境や水生生物などの保全に配慮するとともに、防災対策の推進に努められたい。
 - (2) 森林について、その公益的かつ多面的な機能の重要性と、林業従事者の高齢化や担い手不足などの課題を十分踏まえ、森林の保全と活用に努められたい。
- 2.まちの活性化を図るため、本構想を具体化する際には、以下の点に留意されたい。
 - (1) 阪急水無瀬駅とJR島本駅の2つの駅が町内に立地する利便性の良さを活用し、両駅周辺をまちの中心として、中心市街地の整備や商業振興などに努められたい。
 - (2) 本町の自然環境や歴史・文化などを生かし、まちのPRや活性化を図るため、観光面の取組みの推進に努められたい。
 - (3) 都市計画の見直しや、公園・道路などの整備にあたっては、現状のさまざまな課題や問題点を整理し、「安全・安心なまちづくり」の推進に努められたい。
- 3.子どもを狙った犯罪の増加や、高度情報化社会が子どもに与える影響などに留意し、「子どもの安全・安心」について、さらなる施策の推進に努められたい。
- 4.団塊世代の大量退職などを踏まえ、生きがいをもって暮らし、地域社会にその経験や知識を生かすことができる環境づくりに努められたい。
- 5.将来人口の目標達成に向けて、都市基盤や生活環境の整備とともに、子育て支援・教育の充実をはじめ安心して住み続けたいと思えるソフト面の取組みの推進に努められたい。また、住宅地の整備にあたっては、周辺環境との調和や防災面に配慮するとともに、既成市街地の活性化にも努められたい。
- 6.厳しい経済・雇用情勢や財政状況を踏まえ、住民との協働のもと、創意と工夫による行財政運営を推進し、さらなる住民福祉の向上とまちの発展に努められたい。本構想を具体化する際には、以下の点に留意されたい。
 - (1) 平成20年6月に実施された「新総合計画策定に関する住民アンケート調査」結果を、各施策へ反映するよう努められたい。
 - (2) 厳しい今後の財政収支見通しを踏まえ、効率的かつ効果的な行財政運営をめざした計画の立案に努められたい。
 - (3) 基本計画及び実施計画の策定にあたっては、第三次総合計画及びその他の計画の実績・進捗状況や、各分野の統計データなどの分析結果を十分踏まえ、実効性のある計画の立案に努められたい。



島政政第758号
平成21年12月18日

島本町総合計画審議会
会長 榊原 和彦 様

島本町長 川口 裕

第四次島本町総合計画基本計画(案)について (諮問)

標記の件について、島本町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、別紙案を添えて、貴審議会の意見を求めます。

平成23年1月20日

島本町長
川口 裕 様

島本町総合計画審議会
会長 榊原 和彦

第四次島本町総合計画基本計画について(答申)

平成21年12月18日付け島政政第758号で諮問のあった第四次島本町総合計画基本計画(案)について、慎重に審議を重ねた結果、概ねその内容を妥当なものと認め、別紙のとおり意見を付すとともに、基本計画(修正案)を添えて答申する。

なお、総合計画の実施にあたっては、本審議会の意見を尊重するとともに、住民との協働のもとで、着実な実現に努められるよう要望する。



<別紙> 付帯意見

1.人間尊重

- (1)同和問題をはじめとした、女性、障害者、高齢者、子どもへの虐待など、さまざまな人権問題の解決に向け、義務を果たせるよう努められたい。
- (2)女性の人権を侵害する課題や、女性に対する身体的・精神的暴力を根絶するため、関係機関と連携して救済する体制の整備をより一層進められたい。

2.自然環境の保全と都市環境の整備

- (1)地下水の保全について、本町の重要な施策であるとの認識のもと、継続的な観測の実施に努めるなど、長期的・総合的な取組みに努められたい。
- (2)良好な住環境の形成にあたっては、空き家対策とともに、安心して暮らせる基盤の整備に努められたい。
- (3)緑化の推進にあたっては、市街地内の緑化とともに、都市部における景観的な要素にも十分配慮し、積極的に推進されたい。
- (4)歴史的景観は、本町の貴重な財産であり、その保全にあたっては、計画的に推進されたい。
- (5)不法投棄の防止にあたっては、関係機関と連携を図り、一層の対策に努めるとともに、今後、検討が予定されている環境基本計画においても重要な課題として位置付けられたい。
- (6)老朽化が進むごみ処理施設については、耐用年数を勘案し十分な対応に努められたい。
- (7)企業誘致は町の活性化とともに税収面でも期待され、町の特性に適した企業などの立地促進に努められたい。
- (8)観光については、町の体制の整備に努めるとともに、観光ルートの開発や特産品の販売など具体的な振興策の推進に努められたい。



3.自律・協働・創造

- (1)町の情報発信については、各種媒体を活用し、積極的に努められたい。
- (2)地域住民の声の収集にあたっては、積極的に幅広く住民の意見を伺う機会を設けられたい。

4.まちの基盤整備

- (1)交通政策については、町内の交通問題を十分に把握するとともに、公共交通や歩行者交通、自転車交通など、総合的な交通政策の推進に努められたい。
- (2)道路機能の維持向上として跨線橋は町の交通体系を考える上で特に大事な項目であり、その維持管理などについて十分な検討に努められたい。
- (3)島本駅西側地区については、地域住民の方々の意向を十分に踏まえた上で、町としての方針の検討に努められたい。
- (4)水無瀬川の総合的な整備にあたっては、「島本水の文化園構想」の趣旨を踏まえた整備の促進を図られたい。

5.保健・医療・福祉

- (1)相談・情報提供体制の強化として、緊急時に相談ができる体制の整備を検討されたい。
- (2)地域福祉のネットワークづくりとして、様々な課題を踏まえつつ、より多くの地域福祉を担う人材や団体の育成に努められたい。
- (3)地域包括支援センターについては、利用促進のため、介護予防効果をPRするなど、各種媒体を活用し、施設の周知に努められたい。
- (4)介護保険サービスの充実にあたり、生活自立の支援や介護に携わる従事者のネットワークづくりに努められたい。
- (5)町立やまぶき園については、施設の耐用年数や利用者のニーズに対応できるよう、機能の充実に向け、引き続きその方策を検討されたい。



6.教育・生涯学習

- (1)学校施設の開放にあたっては、利用しやすい環境の整備に努められたい。
- (2)幼稚園教育の充実を図るため、多様な子育てのニーズに対応できるよう新たな制度の導入について検討されたい。
- (3)安全な学校づくりを進めるため、通学路、校区内の歩道など危険箇所の改善に努められたい。
- (4)町営プールについては、施設の改善に努めるとともに、中長期を展望した建て替えの必要性の検討や財源の確保などに努められたい。
- (5)歴史文化遺産の保全と活用を図るため、町立歴史文化資料館の拠点化や企業との連携など、本町のまちおこしとして総合的に検討されたい。

7.構想実現に向けて

- (1)地方分権への対応として、権限に見合った財源の確保とともに、人材の派遣について国や大阪府への要望に努められたい。
- (2)広域行政の推進に向けて、町はその情報の収集に努めるとともに、住民への積極的な情報の提供に努められたい。
- (3)人材の育成と職員の意識改革の推進にあたっては、適正な人材の確保に努めるとともに、全ての職員の育成と意識改革に努められたい。
- (4)第四次行財政改革プランの進捗や課題、問題点などを十分踏まえ、次期の行財政改革プランに基づき、より積極的な行財政改革の推進に努められたい。
- (5)自主財源である町税の安定的な確保とともに、地方交付税の動向を勘案しつつ、引き続き財源の確保を国、大阪府に対して積極的な働きかけに努められたい。



1) 島本町総合計画策定経過

経 過

【庁内検討作業】 平成19年12月28日～平成21年11月26日

次長・課長級職員などで構成する「島本町総合計画策定委員会」を設置し、4つの専門部会で検討・協議

【基礎調査】 平成20年6月中旬～平成20年7月7日

町内在住の18歳以上の住民3,000人を対象に住民アンケート調査を実施

【基本構想策定作業】	平成21年 1月28日	島本町総合計画基本構想	諮問
	平成21年 9月16日	島本町総合計画基本構想	答申
	平成21年10月 8日	島本町総合計画基本構想	議決

【基本計画策定作業】	平成21年12月18日	島本町総合計画基本計画	諮問
	平成23年 1月20日	島本町総合計画基本計画	答申



2) 島本町総合計画審議会の開催経過

年 度		審 議 内 容	
平成20年度			
12月24日	第1回	会長・副会長の選出について 策定スケジュール(案)について 住民アンケート調査結果について	
1月28日	第2回	基本構想(案)について(諮問)	
2月12日	第3回	基本構想(案)について	
3月12日	第4回	基本構想(案)について	
3月26日	第5回	基本構想(案)について	
平成21年度			
6月 8日	第6回	基本構想(案)について	
8月25日	第7回	基本構想(案)について	
9月16日	第8回	基本構想(案)について	
12月18日	第9回	基本計画(案)について(諮問) 部会の設置について	
		第一部会	第二部会
1月14日	第1回	部会長・副部会長の選出について 基本計画(案)について	
1月21日	〃		部会長・副部会長の選出について 基本計画(案)について
2月12日	第2回	基本計画(案)について	
2月19日	〃		基本計画(案)について
平成22年度			
4月14日	第3回	基本計画(案)について	
4月19日	〃		基本計画(案)について
4月21日	第4回	基本計画(案)について	
4月26日	〃		基本計画(案)について
5月24日	第5回		基本計画(案)について
5月28日	〃	基本計画(案)部会意見についての 対応方針(案)について	
6月16日	第6回		基本計画(案)部会意見についての 対応方針(案)について
7月22日	第10回	基本計画(案)について	
8月23日	第11回	基本計画(案)について	
10月14日	第12回	基本計画(案)について	
1月12日	第13回	基本計画(案)について	



3) 島本町総合計画策定委員会調査研究経過

年 度	内 容	
平成19年度		
12月28日	第1回	委員長・副委員長の選出について 第三次総合計画の見直しについて
平成20年度		
11月20日	第2回	住民アンケート調査結果について 基本構想(素案)について
12月 8日	第3回	基本構想(素案)について
12月25日	第4回	基本構想(素案)について
1月19日	第5回	基本構想(素案)について
平成21年度		
5月27日	第6回	専門部会の設置について 基本計画(素案)について
専門部会		
8月31日	第1回	民生部会
9月25日	第1回	行財政部会
9月28日	第1回	人権・文化・教育部会
10月 1日	第2回	民生部会
10月16日	第1回	都市環境部会
10月23日	第3回	民生部会
11月 2日	第2回	行財政部会
11月11日	第2回	都市環境部会
11月12日	第2回	人権・文化・教育部会
11月26日	第7回	基本計画(素案)について

住民アンケート調査概要

調査内容	対象地域	島本町全域
	対象者	町内に在住する満18歳以上の住民
	標本数	3,000人
	抽出方法	地区別人口に配慮した無作為抽出
	抽出台帳	住民基本台帳・外国人登録原票
	調査方法	郵送配布・郵送回収による郵送調査法
	調査時期	平成20年6月中旬～7月7日(月)
調査項目	(1)島本町の印象などについて (2)島本町のまちづくり施策についての評価 (3)島本町の将来について (4)土地利用のあり方について	
有効回答数(率)	1,682(56.1%)	



島本町総合計画策定委員会設置規程

昭和56年2月3日

規程第1号

注 平成12年4月13日訓令第10号から条文注記入。

(設置及び目的)

第1条 本町の総合計画策定のため、島本町総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この規程において「総合計画」とは、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。

- 2 基本構想とは、町政の長期にわたる根幹的な施策に関する構想をいう。
- 3 基本計画とは、本町将来の総合的かつ基本的な施策に関する計画をいう。
- 4 実施計画とは、基本計画にもとづく具体的な事務、事業の実施に関する計画をいう。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもつて組織する。

2 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 次長の職にある者
 - (2) 課長の職にある者
 - (3) 島本町の職員で、職員団体の登録に関する条例(昭和41年島本町条例第14号)により登録されている職員団体から選出された者
- 3 前項第3号の委員は2名とし、町長が委嘱する。

(平12訓令10・一部改正)

(職務権限)

第4条 委員会の職務権限は次のとおりとする。

- (1) 総合計画に関する調査及び研究
- (2) 総合計画の策定に関し必要な資料の収集、整備、配布及び試案の策定
- (3) その他総合計画策定に関する必要な事項の決定に関すること。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長及び副委員長は、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を招集し、これを代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。



(専門部会)

第6条 委員会に専門部会をおく。

2 専門部会は、次のとおりとし、委員会の委員及び職員のうちから委員長が指名する者をもって組織する。

- (1) 人権・文化・教育部会
- (2) 民生部会
- (3) 都市環境部会
- (4) 行財政部会

3 専門部会は、総合計画の策定の基礎となる資料の収集、調査、研究及び当該部門の計画試案の作成にあたる。

(平12訓令10・一部改正)

(部会長及び副部会長)

第7条 専門部会に部会長及び副部会長をおく。

2 部会長及び副部会長は、部会構成員のうちから委員長が指名する。

3 部会長は部会を掌理し、部会を招集し、これを代表する。

4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、総合政策部政策推進課におく。

2 事務局長は、政策推進課長をもつてあてる。

3 事務局職員は、委員会の構成員となることができない。

4 事務局は、委員長の命をうけて、委員会に関する事務を処理する。

5 事務局職員は、委員会のすべての会議に出席し、会議に関する資料を提供し、発言することができる。

(平18訓令18・一部改正)

(総合計画試案の作成及び決定)

第9条 専門部会長は、委員長から指示された事項について総合計画試案(以下「試案」という。)を企画立案しなければならない。

2 専門部会は、試案を作成し、その計画の過程及び結果を事務局長に提出しなければならない。

3 事務局長は、提出された試案を総合的に検討したうえ調整案を作成し、必要な資料を添えて委員会に提出しなければならない。

4 委員長は、事務局長から提出された各試案について調整を行い、委員会の審議に附し、その結果を町長に提出しなければならない。

(資料の提出)

第10条 各所属長は、委員会、専門部会からの資料の提出を求められた場合は、これをすみやかに提出しなければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この規程は、昭和56年2月1日から施行する。

附 則(昭和57年4月1日規程第1号)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 島本町総合計画策定プロジェクトチーム設置規程(昭和55年規程第3号)は、廃止する。

附 則(昭和61年9月30日訓令第5号)

この規程は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則(平成3年11月9日訓令第2号)

この規程は、平成3年11月11日から施行する。

附 則(平成12年4月13日訓令第10号)

この規程は、平成12年4月14日から施行する。

附 則(平成18年3月31日訓令第18号)

この訓令は、平成18年4月1日に施行する。



用語解説

あ

*アイデンティティ

自己の独自性、特性、個性などのことであり、他人もそれを認めてくれることによって、自分が自分であることを認識できることです。

*いきいき百歳体操

手首や足首におもりをつけてゆっくり両腕を真上に突き上げたり、足を水平に伸ばしたりする体操のことです。介護予防を目的として、町内の各地域で開催されています。

*大沢のスギ

幹周りが約6.7m、高さが約20mある八方に太い枝を伸ばした巨大な杉で、昭和52年に大阪府天然記念物に指定されています。

か

*介護予防マネジメント

利用者ニーズに沿った最適なサービスを、地域資源を最大限に活用して組み合わせ、調整することをいい、予防給付(要支援1・2と認定された方を対象とした介護予防サービス)と地域支援事業(要支援・要介護者以外の高齢者の方を対象とした介護予防サービス)を内容とします。

*かみかみ百歳体操

椅子に座り口の周りや舌を動かして、食べる力や飲み込む力をつけるための口腔ケアのことです。介護予防を目的として、町内の各地域で開催されています。

*環境マネジメントシステム(ISO14001)

環境マネジメント(Environmental Management)の基準となる国際規格のことです。環境マネジメントとは、経営方針の中に環境方針を取り入れ、その環境方針に基づいて計画を立て、実施するという企業活動の展開のことをいいます。その目的は、企業の活動、製品またはサービスによる環境負荷(著しい環境影響)や環境リスクを低減し、発生を予防するための行動を継続的に改善していくことです。

*キャリア教育

職場体験学習などを通して実際の仕事を体験し、働くことや職業の意義を学ぶとともに、社会に貢献する人々とふれあうことにより、自己の生き方を見つめる学習のことです。

*行政評価システム

行政の政策・施策・事務事業を一定の目的、基準、視点に従って評価し、改善に結びつけることで効果的・効率的な運営を行うとともに、限られた予算を有効に活用するための行政運営システムのことです。

*近畿圏広域地方計画

国土形成計画を踏まえて、複数の府県にまたがる広域ブロック単位で策定する広域地方計画のことです。

*近畿圏基本整備計画(第5次)

近畿圏整備法に基づき策定される近畿圏全体の整備及び開発の計画のことで、基本整備計画及び事業計画からなります。

*近郊緑地保全区域

近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条第1項の規定に基づき、近郊整備地帯内の緑地のうち、無秩序な市街化のおそれ大きい地域で、その防止効果があるなど一定の要件に該当する区域を保全するため、内閣総理大臣が指定する区域のことです。当該区域内での建築物の建築など一定の行為については、知事への届出が必要となります。

*グループホーム(ケアホーム)

障害者などが一定の経済的負担を負って共同生活する住居のことです。なお、より介護を必要とする障害者を対象とした同様の住居を「ケアホーム」といいます。

*景観形成作物

景観形成に加えて、緑肥利用など地力向上、土壌管理、バイオマス利用などを考慮して栽培される作物をいいます。

*景観法

良好な景観の形成促進を目的として、平成17年6月に全面施行された法律のことです。景観行政団体による景観計画の作成、景観計画区域や景観重要建造物の指定、景観地区の指定などが盛り込まれています。

*高規格救急自動車

救急救命士の資格をもつ救急隊員が高度な応急処置を行うために必要な構造や設備を有する救急自動車のことです。



*国土形成計画

国土形成計画法に基づいて策定される計画で、全国総合開発計画(全総)に代わり、概ね10～15年の期間にわたる国土の将来ビジョンとして、土地、水、自然、社会資本、産業、文化、人材などを含めた長期的な国土づくりの指針を示すものです。

*コミュニティ

地域社会、共同生活体などと訳されます。住民が自主性と責任に基づいて、帰属意識や住民相互に連帯意識が見られる生活共同体をいいます。

*コミュニティソーシャルワーカー

地域に基盤を置いた、住民に身近な福祉の総合相談員のことです。年齢や障害の有無にかかわらず、福祉的な課題を抱えるすべての地域住民を対象とし、地域住民や関係機関と連携・協働しながら支援を行います。

さ

*市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域のことをいいます。具体的には、既に市街地を形成している区域、及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

*市街化調整区域

都市計画の区域内で、市街化を抑制すべき区域のことをいいます。

*自己肯定感

自分自身の存在に対する認識として、自らの身体的な特徴や能力、性格などについて肯定的に考えたり、感じたりする感情のことをいいます。

*指定管理者制度

地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置した公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体が行う制度のことをいいます。

*自動体外式除細動器(AED)

突然心停止状態に陥った時、心臓に電気ショックを与えて、正常な状態に戻す医療機器のことです。

*島本水の文化園構想

「ふるさと創生事業」の一環として、「水」「緑」「歴史」をテーマに、淀川河川公園から尺代上流までの水無瀬川流域を中心として、その周辺のネットワークを整備する事業です。整備は、平成2年度から始まり、植栽や護岸の整備、ネットワーク道路などを進めています。

*尺代のヤマモモ

幹周りが約3.5m、高さが約15mあり、樹齡は600年から700年といわれます。昭和53年に大阪府天然記念物に指定されています。

*住民基本台帳ネットワーク

国民一人ひとりに11桁の住民票コードを付与し、住所、氏名、性別、生年月日の4種類の情報を全国的にコンピュータネットワーク化することによって、住民の利便性の向上と行政の合理化を図るためのシステムのことをいいます。

*循環型社会

大量生産・消費・廃棄型の社会ではなく、資源の利用や廃棄を最小限にとどめ、資源の再利用化を図るなど、環境に対する影響をできるだけ減らそうとする社会をいいます。

*障害者ケアマネジメント

障害者の地域における生活を支援するため、障害者本人の意向(要望)を最大限尊重しながら、一人ひとりの生活に必要な福祉・保健・医療・教育・就労などのサービスを総合的に提供するため、地域のさまざまな社会資源を活用したケアプランを作成し、適切なサービスの提供を行う手法のことです。

*小中一貫教育

小学校と中学校の義務教育9年間に系統性・連続性をもたせて行う教育のことです。共通の目標(めざす子ども像)や指導内容などを設定することにより、現代の社会の変化や子どもの身体的、精神的発育の変化に対応した教育を行おうとするもので、教育改革の流れの中でさまざまな取り組みが進められています。

*食育

食に関する教育のことです。食料の生産方法やバランスのよい摂取方法、食品の選び方、食卓や食器などの食環境を整える方法、さらに食に関する文化など、広い視野から食について教育することをいいます。



*シルバー人材センター

働く意欲をもっている健康な高齢者のために、地域社会と連携を保ちながら、その知識、経験、希望に沿った就業機会を確保し、生活感の充実、福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする機関のことです。

*新エネルギー

自然のエネルギーを利用したり、今まで使われずに捨てていたエネルギーを有効に使ったりするエネルギーのことです。太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、廃棄物発電・熱利用、燃料電池、バイオマス発電・熱利用、雪氷冷熱利用などをいいます。

*新学習指導要領

国が定めた教育課程の基準のことです。文部科学大臣が告示し、それぞれの学校は教育課程の編成や実施にあたって基準として従わなければならないとしています。ほぼ10年ごとに改訂され、平成20年度に改訂されています。

*成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の権利や財産などを守るため、本人・配偶者・親族などの申立てにより、財産管理や契約などの法律行為を代理、補助する者(成年後見人・保佐人・補助人)を家庭裁判所が選任する制度です。

*セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反する性的な言動であり、個人としての尊厳や名誉、プライバシーなどを侵害する行為をいいます。

*セーフティネット

社会的・個人的な危機に対応する方策のことです。雇用保険、生活保護、年金、預金保険、融資に対する信用保証などをいいます。

*総合型地域スポーツクラブ

人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、地域住民により自主的・主体的に運営される、誰でもレベルに合わせて参加することができるスポーツクラブをいいます。



*総合行政ネットワーク

国、都道府県及び全国の地方公共団体を結ぶネットワークの呼称であり、行政事務の効率化、高度化による重複投資の抑制、住民サービスの向上をめざしています。

た

*男女共同参画社会

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的、及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会をいいます。

*地域ケア体制

高齢者が在宅で安心して生活できるよう、行政、在宅介護支援センター、民生委員やボランティア、サービス提供事業者などが連携して、高齢者を支援する仕組みのことをいいます。

*地域子育て支援センター

身近な地域にある児童館や保育所を使い、子育て中の親に交流の場を提供したり、育児相談などを行うなど、子育てに関する地域の中核機関のことです。

*地域森林計画対象民有林

森林法の規定により定められる地域森林計画の対象となる民有林のことです。地域森林計画は、都道府県知事が全国森林計画に即し、森林計画区別に森林の整備に関する基本的な方針を、5年ごとに、10年を1期として策定するものです。

*地域包括支援センター

高齢者のための保健・医療・福祉について支援する総合的相談窓口のことです。

*地下水のかん養

水源となる森林などを保全することにより、それらがもつ雨水の貯留、洪水防止、水の浄化機能などの多面的機能を守り育て、良い状態に保つことをいいます。

*地籍調査

それぞれの土地に関する所有者、地番及び地目を調査し境界及び土地の面積に関する測量を行うことです。



*低床化車両

床面を超低床構造として乗降ステップを無くしたバスのことです。高齢者や児童にも乗り降りが容易で、補助スロープにより車椅子での乗降もスムーズに行えます。

*低炭素社会

革新的な技術開発、産業構造や社会システム、生活様式の変革などにより、温室効果ガスの排出量の削減や吸収作用の強化などが行われ、持続的な発展が可能となる社会のことをいいます。

*電子自治体

情報通信技術を利用して事務や事業の効率化と高度化を促し、組織内外とのコミュニケーションの円滑化、情報の共有化による意思決定の迅速化が進んだ自治体のことをいいます。

*都市計画区域

自然的・社会的条件、人口、土地利用、交通量などの現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発又は保全する必要がある区域のことです。

*都市計画道路

都市計画において定められる都市施設の一種のことで、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類があります。

な

*認定農業者

自ら経営改善に取り組む意欲をもち、農業経営改善計画を作成して町から認定された農業者のことです。

*ノーマライゼーション

年齢や障害の有無などにかかわらず、誰もがそのなかで同じように暮らし、活動できる状況が普通(ノーマル)であるとする社会のことです。

は

*ハザードマップ

洪水時の破堤、氾濫などの水害発生時や地震発生時に、住民が迅速かつ確実に避難できるよう、避難場所や避難経路などの各種情報を分かりやすく表示した地図のことをいいます。



*パブリックコメント(意見公募)制度

町が基本的な施策などに関する計画や条例などを策定する際に、住民にその案を決定前の段階で公表し、広く意見を提出できる機会を設け、その提出された意見などを考慮して、意思決定を行い、提出された意見とそれに対する町の考え方を公表する一連の制度のことです。

*バリアフリー

障害者・高齢者などが行動・生活する上でバリア(障壁)となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁のほか、社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁を除去する意味でも用いられます。

*パワー・ハラスメント

職場で、職務権限などの力を利用して行う嫌がらせやいじめのことをいいます。

*保安林

木材の生産という経済的機能よりも、災害の防止、他産業の保護その他の公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林をいいます。保安林においては、立木竹の伐採など一定の行為を行う際には、知事の許可が必要となります。

や

*有害鳥獣

人、家畜、農作物、樹林、農林水産物などに対し、生命的・経済的な害を及ぼす動物のことをいいます。

*遊休農地

高齢化、過疎化による人手不足で、過去1年間耕作されたことがなく、今後数年の間に再び耕作する意思のない農地のことをいいます。

*ユニバーサルデザイン

障害の有無や、年齢・性別・文化・言語・国籍の違いなどにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境、施設、商品、情報などをあらかじめデザイン(設計)する考え方のことです。



*用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、めざすべき市街地像に応じて用途別に分類される12種類の都市計画の総称のことです。用途地域ごとに、建築物の用途や容積率、建ぺい率などの制限が定められています。

*幼保一元化

少子化により地域での子どもの集団が確保できないことや、社会経済情勢の変化などに伴っての保育所の待機児童の増加を背景に、幼稚園と保育所を一元化し、教育と保育をともに行おうとするものです。

ら

*ライフステージ

人間の一生を段階的に区分したもので、通常は幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期に分けられます。

*両親教室（パパママクラス）

妊娠中のかたとその家族を対象に、ふれあいセンター、山崎保育園地域子育て支援センターなどで開催している出産や育児について学ぶ教室のことです。

*歴史まちづくり法

歴史や伝統を反映した活動とそれが行われる建造物や市街地とが一体となって形成している市街地環境（歴史的風致）の維持向上を図るための法律のことで、正式な名称は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」といいます。

*ローリング

ローリングとは、転がること、回転する（させる）ことの意味をもち、ローリング方式とは、現実と長期計画のズレを埋めるために、施策・事業を見直しや部分的な修正を、毎年転がすように定期的に行っていく手法のことをいいます。

わ

*若山神社のツブラジイ林

若山神社の境内には、ツブラジイの巨樹が数多く自生しており、この中で幹周りが2.5mを超える42本が、平成14年1月に大阪府の天然記念物に指定されています。

アルファベット・数字

*ADHD(注意欠陥・多動性障害)

不注意(集中力が続かない、忘れっぽいなど)、多動性(落ち着きがない、じっとしていられないなど)、衝動性(思いついた行動を唐突に行うなど)を中心的な症状とする発達障害のことをいいます。

*DV(ドメスティック・バイオレンス)

Domestic Violenceの略で、夫や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力のことをいいます。身体的暴力だけでなく、精神的、性的暴力なども含まれます。

*LD(学習障害)

基本的には知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定のものの習得と使用に著しい困難を示す状態をいいます。

*NPO

民間非営利組織(Non Profit Organization)のことです。市民運動やボランティア活動などを行う人々が結成する非営利の民間組織をいいます。

*PFI

Private Finance Initiativeの略で、公共施設などの建設、維持管理、運営などを、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のことをいいます。

*3R

Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の3つの語の頭文字をとった言葉で、環境配慮に関するキーワードのことです。①リデュース:ごみを減らすこと、出さないように工夫すること、②リユース:くり返し使うこと、③リサイクル:原料に戻し、再び資源として再利用することをいいます。





第四次島本町総合計画

いきいき・ふれあい・やさしい島本

「自然と調和した個性と活力のある人権尊重のまち」

発行 大阪府島本町／平成23年3月
〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号
TEL(075)961-5151 (075)962-5156

編集 島本町 総合政策部 政策推進課

印刷 (株)日本出版